

第174回国会提出（予定）法案

第174回国会提出（予定）法案

厚生労働省 総計 9件（うち※ 5件、その他 4件）

予算 関連	件 名	要 旨	備 考
	雇用保険法の一部を 改正する法律案	雇用保険制度の安定的運営を確保する ため、平成21年度における求職者給付 及び雇用継続給付に係る国庫負担とし て3,500億円を追加する措置を講ずる。	平成21年度 補正予算関 連 1月28日成 立
※	平成二十二年度にお ける子ども手当の支 給に関する法律案	次代の社会を担う子どもの育ちを支援 するため、平成22年度において、中 学校修了前までの子どもに子ども手当 を支給する制度を創設する。	1月29日提 出
※	介護保険法施行法の一 部を改正する法律 案	介護保険法の施行日前に市町村の措置 により特別養護老人ホームに入所して いた者について講じている利用料、居 住費及び食費の負担軽減措置について 当分の間延長する。	〃
※	雇用保険法等の一部 を改正する法律案	現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、 非正規労働者に対するセーフティネッ ト機能の強化、雇用保険の財政基盤の 強化等を図るために所要の措置を講ず る。	〃
※	医療保険制度の安定 的運営を図るための 国民健康保険法等の 一部を改正する法律 案	医療保険制度の安定的な運営を図るた め、平成22年度以後の国民健康保険 の財政基盤強化策の見直し、全国健康 保険協会管掌健康保険に対する国庫補 助割合の見直し等による保険料率引上 げ幅の抑制等のための所要の改正を行 う。	2月12日提 出

<p>※</p>	<p>児童扶養手当法の一部を改正する法律案</p> <p>企業年金制度等の改善等を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案</p> <p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案</p> <p>予防接種法の一部を改正する法律案（仮称）</p>	<p>一人親家庭の生活の安定と自立の促進等を図るため、児童扶養手当について父子家庭の父を支給対象とする措置を講ずる。</p> <p>将来の無年金・低年金の発生を予防し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、年金制度の改善等を図るため、国民年金保険料の納付可能期間を延長することや、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。</p> <p>常用雇用以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。</p> <p>新型インフルエンザ等の新たな感染症に対応するため、新たな臨時接種の枠組みの創設等、所要の改正を行う。</p>	<p>〃</p>
----------	---	---	----------

第174回国会提出法案（継続）

総計 1件（うち※ 件、その他 1件）

予算 関連	件 名	要 旨	備 考
	独立行政法人地域医療機能推進機構法案	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期限後においても、引き続き社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を行わせるため、「独立行政法人地域医療機能推進機構」を設立することとし、その目的、業務の範囲等を定める。	

第174回国会提出予定法案（検討中のもの）

厚生労働省 総計 3件（うち※ 件、その他 3件）

予算 関連	件 名	要 旨	備 考
	<p>求職者支援の強化を図るための独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法等の一部を改正する法律案（仮称）</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）</p> <p>厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（仮称）</p>	<p>昨今の雇用情勢の悪化の影響を受けて生活に困窮する求職者等への就労・生活支援の強化を図るため、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法等について所要の改正を行う。</p> <p>対象者の円滑な社会復帰を促進するために必要な医療の実施を確保するため、指定入院医療機関の整備等を促す観点から、指定入院医療機関の指定の対象となる開設者について、一般地方独立行政法人、市町村等を追加する等の所要の改正を行う。</p> <p>年金記録問題に係る記録の回復を促進するための所要の措置を講ずる。</p>	<p>法務省と共管</p>

第174回国会提出法案(予定を含む)の概要

厚生労働省

- | | | | |
|--------|------------------|--|------|
| ① | 雇用保険法の一部を改正する法律案 | … | 1 |
| ※ | ② | 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案 | … 2 |
| ※ | ③ | 介護保険法施行法の一部を改正する法律案 | … 3 |
| ※ | ④ | 雇用保険法等の一部を改正する法律案 | … 4 |
| ※ | ⑤ | 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案 | … 5 |
| ※ | ⑥ | 児童扶養手当法の一部を改正する法律案 | … 6 |
| | ⑦ | 企業年金制度等の改善等を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案 | … 7 |
| | ⑧ | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案 | … 8 |
| | ⑨ | 予防接種法の一部を改正する法律案（仮称） | … 9 |
| (継続法案) | | | |
| | ① | 独立行政法人地域医療機能推進機構法案 | … 10 |

雇用保険法の一部を改正する法律の概要【補正予算関連】

雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度における国庫負担として3500億円を追加する措置を講ずるとともに、平成23年度以降について国庫負担を本則(1/4)に戻す旨を規定する。

国庫負担の特例措置

- 当面の雇用保険制度の安定的運営を確保するため、21年度における求職者給付及び雇用継続給付の国庫負担として、21年度補正予算で3500億円の一般財源を投入
- 雇用保険の国庫負担については、22年度中に検討し、23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

<参考>

- 失業等給付に係る国庫負担割合は、平成19年度から、暫定措置として、法律の本則(1/4)の55%(13.75%)とされているところ。
- 現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(12月8日閣議決定)において、
 - ・ 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成22年度からの失業等給付に係る国庫負担の引き上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度第2次補正予算において対応する。
 - ・ 平成23年度以降については、平成23年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(1/4)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。とされたところ。

施行日：公布の日(平成22年2月3日公布)

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案の概要

趣旨

(平成22年1月29日閣議決定、国会提出)

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度を創設する。

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を父母等に支給。
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成22年6月、10月、平成23年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、事業主拠出金を原資として実施。

(4) 子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

(5) 児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

(6) 政府は、子ども手当の平成23年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行日

平成22年4月1日